

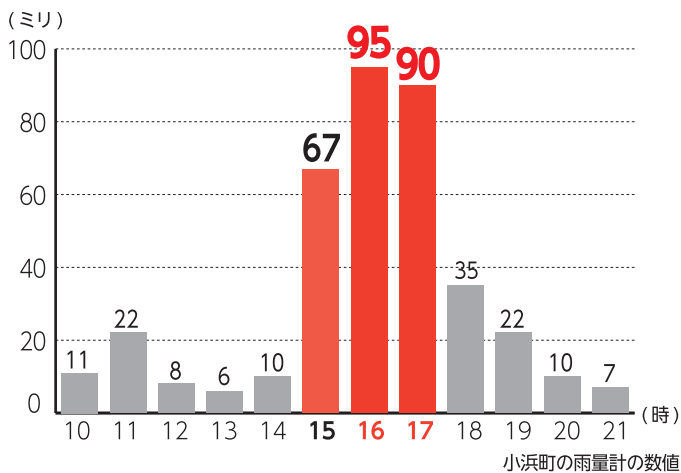


令和2年7月豪雨災害



一日も早く、もとの生活を取り戻すために ～豪雨災害からの復旧・復興へ～

大牟田市の降水量の推移 (7/6)



観測史上最大の豪雨が襲う

7月6日、大牟田市上空に線状降水帯が発生し、市内を今までに経験したことのない豪雨が襲いました。県が設置している小浜町の雨量計では2時間以上にわたり毎時100ミリ近くの猛烈な雨を記録しました。また、歴木中学校雨量計の24時間雨量は約450ミリを記録。これは、例年7月の1カ月分を上回る雨量で、観測史上最大となりました。

市内では、広い範囲で内水氾濫等が発生し、住宅の床上浸水は1327件、床下浸水は870件(8月23日判明分)にも及びました。

急速に増す水かさにより市内の幹線道路では冠水による通行止めが発生。いたるところで水没により車が動けなくなり、幹線道路は大渋滞となりました。また、山間部では土砂災害が相次ぎ、田畑に大きな被害をもたらすなど、市内各地に甚大な被害が発生しました。

現在市内では、多くの方々の支援を受けながら、復旧・復興に向けたさまざまな取り組みが進められています。本号では、災害の概要とともに現在も進められている復旧活動の一部を紹介いたします。



冠水した道路と増水した大牟田川の境界が分からない状態へ (泉橋)

1. 孤立した人の救助に向かう自衛隊 (みなと校区)
2. 土砂が道路を寸断し、田畑まで流入 (上内)
3. 三池山の土砂崩れで全壊した家屋 (今山)
4. 道路冠水で水没した自動車 (東泉町1号踏切付近)

被災者支援と復旧事業に全力を

令和2年7月6日豪雨からまもなく2カ月が経とうとしています。改めて今回の災害でお亡くなりになりました2名の方のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた市民や事業者の皆様、さらに今なお避難生活をお余儀なくされている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この間、多くの方々からの協力を得ながら、被災者の皆様の支援と応急復旧にあたってまいりました。ご協力をいただいている皆様に心より感謝申し上げます。さらには、全国の皆さまからも義援金などのあたたかいご支援いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

2カ月が経ち、被害の全容が明らかになってまいりました。国や県による支援策も示されてきております。本市としては、国や県の支援策を最大限活用するとともに、市独自の支援策も加え、被災された皆様が一日も早く元の生活に戻っていただけるよう、被災者支援と復旧事業に全力を挙げてまいります。

大牟田市長 関 好孝



大雨に伴う大牟田市の対応状況

月日	時間	警報等	主な対応
7/6	10:16	大雨警報（土砂災害）発表	災害対策本部設置、自主避難所（23カ所）開設
	11:26	洪水警報発表	
	13:40	土砂災害警戒情報発表	
	13:48	大雨警報（浸水害）発表	
	14:15		避難準備・高齢者等避難開始発令【三池・銀水・上内・吉野・倉永校区】対象校区の自主避難所5カ所を指定避難所に切り替え
	15:25		避難勧告発令【市内全域】 全ての自主避難所を指定避難所に切り替え（計23カ所）
	16:30	大雨特別警報（浸水害・土砂災害）発表	避難指示（緊急）発令【市内全域】 指定避難所8カ所追加、1カ所冠水により閉鎖（計30カ所）
	22:33	大雨特別警報（浸水害）解除 大雨警報（浸水害）発表	
7/7	10:30頃		指定避難所2カ所冠水により閉鎖、1カ所追加（計29カ所）
	11:40	大雨特別警報（土砂災害）解除 大雨警報（土砂災害）発表	
7/8	4:25	大雨警報（浸水害）、洪水警報解除	
	13:10	土砂災害警戒情報解除	
	13:45	大雨警報（土砂災害）解除	

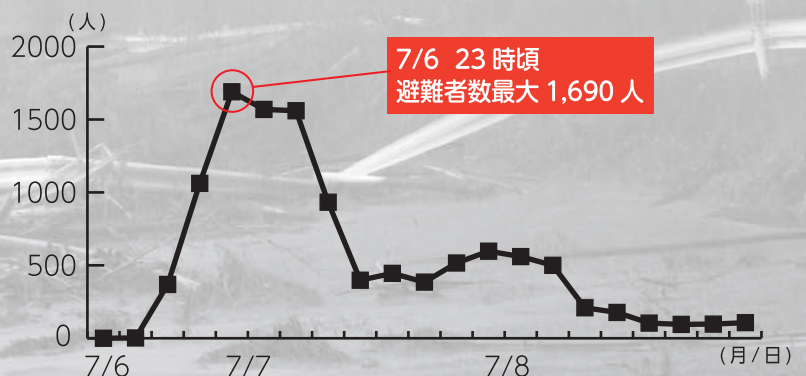
※指定避難所は7/15に1カ所を除き閉鎖、8/14に全てを閉鎖。市長をトップとする災害対策本部は現在も設置中（8/23時点）。

大牟田市の主な被害状況（8/23時点）

人的被害	死者	2人
	重傷者	1人
	軽傷者	3人
住家被害（※）	全壊	12世帯
	大規模半壊	1世帯
	半壊	1,092世帯
	準半壊	138世帯
道路被害	一部損壊	762世帯
	損壊	196カ所
	埋没	11カ所
橋りょう	損壊	3カ所
	溢水	12カ所
河川	施設損壊	36カ所
	がけ崩れ	111カ所
土砂災害	地すべり	4カ所
	農林水産業被害	約12.8億円
商工業被害	約36億円	

（※）り災証明書の発行済み世帯数に基づくもの

避難者数の推移（7/6～7/8）



現在の避難者数等（8/23時点）

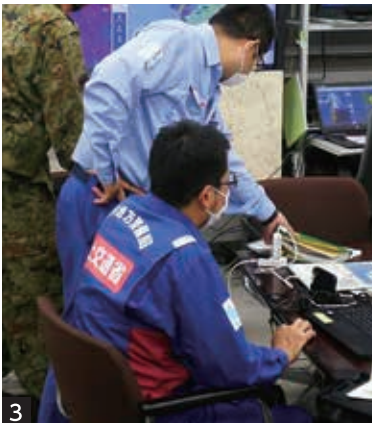
- ▶ ホテル・旅館への避難者数 53世帯 90人
- ▶ 一時提供住宅への入居者数 110世帯 243人
（市営・県営住宅、民間賃貸住宅）

各方面からの応援を受けて

自衛隊や警察、国・県・他市町村自治体などからたくさんさんの派遣があり、災害対応に従事していただきました。また、各大臣や県知事、議員団など多くの方々を訪れ、本市の被災状況を視察されました。



1



3



2

1. 冠水で孤立状態となり、自衛隊のボートで救助されたみなと小学校児童 2. 避難していた家族を救助する福岡県警（みなと校区） 3. 災害対策本部に滞在した自衛隊の久留米駐屯地・小郡駐屯地と国土交通省（市防災対策室）

国や県に対して、しっかりと要望を伝えました

未曾有の被災地となった本市には、防災、治水、経済などの各分野から大臣が視察にみえました。関市長は被災現場を案内しながら、被災者の生活再建や早期復旧に向けた支援などを求める緊急要請書を渡すなど、本市の復旧・復興には国の手厚い支援が必要であることを伝えました。また、小川福岡県知事は市に人的支援などの協力を行う一方で、国に対しても支援を求めました。



武田防災担当大臣（7/7）



小川県知事（7/16・22）



梶山経済産業大臣（7/22）



赤羽国土交通大臣（7/16）

被害は市内全域・さまざまな分野に



左：広範囲にわたり護岸が崩壊した白銀川（上内）
中：崖崩れが発生し、土砂で埋まった県道5号線（三池：八角目峠）
右：冠水し、私有地との境界がわからなくなった国道208号線（田隈）

農業



上内校区 農家
江崎 正俊さん

地域の皆さんと一緒に復旧を

この地域の米は山水で育てていて、おいしいと評判なんです。皆さんと一緒にがんばり、この地域の米作りを守り、続いていきたいですね。

一日も早く営農を再開するため、JAや行政の皆さんに相談しながら、地域一体となって復旧作業を進めていきたいと思っています。
水田の4反（約4千㎡）分に大きな岩や大量の土砂が流入し、植えたばかりの苗が見えない位に埋まってしまいました。小さな頃から慣れ親しんだ田んぼの変わり果てた様子を見たときは、悲しくて涙が止まりませんでした。近所の方の田んぼも同じで、皆さん被害を受けました。



左：農業仲間の境さんと被害現場を確認
右：河川から流れ込んだ岩や土砂で埋まった水田

この災害を教訓に、早速、災害対策マニュアルの作成に着手しています。
一方で、豪雨当日はたくさんの方が避難されてきました。皆さん濡れて来られたので、毛布や温かい食事などを提供しました。けが人などが出なかったことがよかったです。

床上10センチほど浸水し、一階は一部の医療機器が使えなくなりました。1日も早い再開を目指し、対策本部を開設。全国の済生会をはじめ、多くの方からの迅速な応援・支援のおかげで、2日後には外来診療を再開できました。応援メッセージなども届き、本当にありがたかったです。

医療機関

対策マニュアルの作成に着手



福岡県済生会大牟田病院
総務課 課長
中村 博さん

左：一帯が冠水し、学生から高齢の方まで多くの方が避難しました 右：浸水した一階の医療機器を移動するスタッフの皆さん



地域一体となって

浸水エリアが広範囲に及んだみなと校区。豪雨当日から現在まで地域の皆さんが一体となってさまざまな活動を続けています。

校区内にある介護老人福祉施設「美さと」でも、地域内での支え合いの話を聞くことができました。



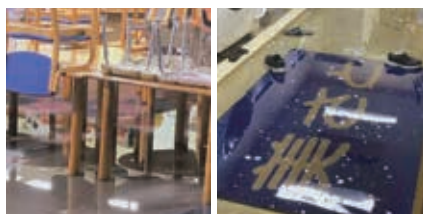
左上：水没して動かなくなった車が翌日も道路に残っていましたが
右上：孤立した人を水上ボートに乗せて避難所へ誘導する地域の人
下：さまざまな業種・世代をこえて皆さんで活動しました



介護老人福祉施設 美さと

施設長 兼行 菜穂子さん

あつという間に周囲の道路が冠水し、当日のデイサービス利用者39人と関連施設の利用者や地域住民41人、スタッフ合わせて142人が施設で一夜を明かしました。浸水で避難所にたどり着けない地域住民の方も多く、施設で受け入れを行いました。一方で、施設内でクラスターが起きないよう新型コロナ対策も行わなければならず、対応に非常に苦労しました。片付け作業は、介護サービス事業者協議会のボランティアや被災した地域の方も手伝いに来てくれるなど、大変ありがたかったです。災害に備えて日頃から準備はしていましたが、今回の豪雨では急速に浸水が進んだことで、対応が追いつかない部分もありました。ようやく施設内の復旧工事が始まったところですが、早急に今回の対応を振り返り、これからの台風シーズンに備えていきたいと考えています。



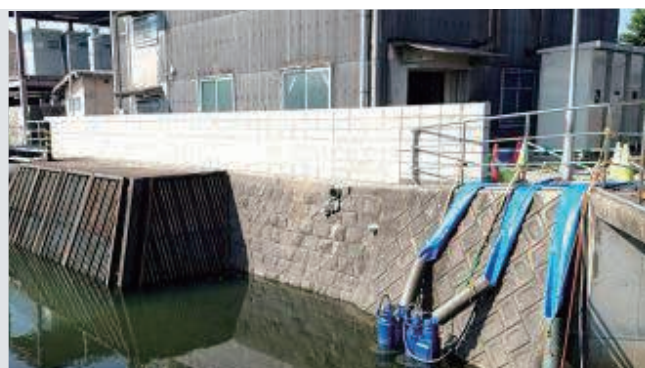
本館1階はすべて床上浸水。事業を続けながらカーペットの交換など復旧作業を進めています。

三川ポンプ場

テレビ等でも大きく報道された三川ポンプ場。豪雨時の対応状況、現在の状況について改めて概要をお伝えします。

7月6日からの対応状況

午前7時30分頃から、ポンプの稼働を開始し、降水量に応じ必要台数を稼働していました。午後2時30分から全12台のポンプを稼働していましたが、記録的な豪雨や河川の溢水等により徐々にみなと校区の浸水が拡大していきました。ポンプ場にも浸水が進み、午後8時15分に水中ポンプ9台を、午後8時30分にエンジンポンプ3台を停止せざるを得ない状況となりました。国土交通省のポンプ車や民間事業者による仮設ポンプの稼働により8日午後には校区内の浸水は解消、12日までに全てのポンプの応急復旧が完了しました。



防水壁（ブロック塀）設置工事と仮設ポンプ3台の様子

現在の状況

- ① 浸水対策（実施中）
 - ・ 浸水を防ぐ防水壁の設置
 - ・ 配電盤等の設備を高い位置に配置
- ② 排水能力の増強（実施済み）
 - ・ 既存ポンプ12台 + 仮設水中ポンプ6台を増設

※現在の排水能力と同等以上の機能をもった新たなポンプ場の整備を進めます。

子どもたちに心のケアを

豪雨は子どもたちの下校をはばみ、市内小・中学校6校で84人の児童・生徒が学校で一夜を明かしました。自宅が被災したり、怖い思いをしたりしたことで、心に不安を抱える児童に対しては、心のケアを続けています。



翌日になっても水が引かず、自衛隊のボートで救出されるみなと小学校児童



みなと小学校

校長 馬籠 秀典

子どもたちの
こえ

うす暗い中、消防団の方がおにぎりやパンを届けてくださり、とてもうれしかったです。夜中も先生がそばにいてくれて、みんな一緒だったので安心でしたが、家族のことが心配でした。翌朝、水は引いていなかったけど、家に帰れると分かったときは、みんなで「やったー！」と喜び合いました。



右から 中野 来翔さん（6年）
馬場 杏実さん（6年）
柿原 嘉乃さん（5年）

午後4時頃には保護者の方もなかなか迎えに来られないほど周辺道路が冠水しはじめました。体育館も浸水の可能性が出てきたため、児童が校舎の2階、避難者の方が3階へと移動しました。その後1階への浸水が始まり、5時過ぎに停電。低学年の子もいたため、不安な気持ちにならないように、教師がこまめに声かけなどを行いました。冠水のため物資が届かなかったのですが、地元の消防団の方が、胸まで水に浸かりながら夕食を届けてくださ

り、本当にありがとうございました。結果的に22人の児童が学校に泊まることになりました。

翌朝、自衛隊の方がボートで救助にみえ、午前中のうちに全児童を保護者の方へ引き渡すことができました。けがなどがなかったことが何よりでした。

自宅が被災した子や大雨を怖がる子には、心のケアを続けています。一方で、我々も今回の非常時を教訓に、防災・減災教育に取り組んでいきたいと思っています。



明治小学校

校長 徳永 秀志

子どもたちの
こえ

避難者の方もたくさんいて、先生が大変そうだったので、みんなで手伝いをしていたら、あっという間に夜になりました。（陸斗さん）家が心配だったけど、無事だったのでほっとしました。（綾花さん）夜中に水が減り、お母さんが迎えに来てくれて、とてもうれしかったです。



笠 陸斗さん（6年）右
中島 綾花さん（6年）左

本校は校舎内への浸水は免れましたが、周辺道路の冠水等で、すぐに帰宅できない児童が多数いました。そんな中、ウサギを安全な場所へ避難させたり、避難所への荷物運びを手伝ったりする優しい児童の姿に心を打たれました。結局15人の児童が学校で一夜を明かすことになり、教員も一晩中そばで見守りました。

一方で、保護者と共に下校したけれど、帰り道が冠水していたり、車の中で浸水しそうになったりと、危ない思いをした児童もいました。今回の経験から、想定範囲を広げた危機管理体制の改善を図っていくと考えています。関係機関と協力し、子どもたちへの心のケアを行い、みんな元気に通学していきます。

消防団の活動報告

(7月6日~7日)

- 活動人員：592人（延べ）
- 活動内容：避難所開設広報、冠水・土砂崩れ調査等の警戒巡視、避難誘導、救助活動など
- 活動実績：308人を避難誘導（救助含）



7月6日は消防本部内に設置した団本部で各分団からの情報収集や活動指示を行いました。今回、情報共有の手段の一つとしてラインアプリを活用したことで、各地域の様子が詳細に伝わり、避難誘導の指示などが迅速にできました。

市内のいたるところが冠水し危険な状況でしたが、団員は胸まで水に浸かりながら孤立している方を救助するなど、夜中まで休むことなく避難誘導や安否確認の活動をしています。今後も地域防災の要として、消防団活動を続けていきます。

消防団活動

地域防災の要として



大牟田市消防団
団長 杉野 和則さん

三池分団二部

班長 高崎 勝憲さん



分団の仲間と土砂崩れにより孤立した一人暮らしの高齢者を救助しました。ぬかるんだ土砂の中での活動は大変でしたが、一刻を争っていたので必死でした。地域を巡回し、他の被災状況も団本部へ報告しましたが、また同様の災害が起きるかもしれないので、これからは地域内での防災対策の強化が必要だと感じています。

みなと分団一部

班長 池田 武史さん



救助活動の指示を受けたときは、ただ事ではないと感じました。道路冠水で分団の車が動かなくなり、胸まで水に浸かりながら介添えをして避難させるなど、何人もの人を助けることができました。マルエイ大牟田南店さんの善意で、みなと小学校の子どもたちに、おにぎりやパンを届けることができたのもよかったです。

願い、たくさんの支援活動が行われています

さまざまなボランティア活動が各地域でも行われました



上：事業所からトラックを借り、災害ごみを運搬（みなと校区）
下：支援物資の仕分け作業にも多くの人が集まりました（銀座通り）

災害ボランティアセンター活動報告

(7月13日~8月23日)

- ボランティア依頼件数（キャンセル除く）
317件
- 活動実績（延べ）
派遣先：322件 活動人数：1,096人
- 活動内容
災害ごみの片付け、搬出、運搬など



災害ボランティア
中原 洵さん

日中時間があつたので、平日を中心に20日間ほど活動しました。暑い中での力仕事は大変でしたが、依頼者の方に喜んでいただきよかったです。高齢の皆さんは作業の手際が良く、勉強にもなりました。

ボランティア

社会福祉協議会に設置された災害ボランティアセンターには、連日多くのボランティアの皆さんが集まりました。



災害義援金・災害支援寄付を受け付けています

豪雨災害からの復興に向け、被災者の方にお届けする「義援金」と災害対策事業に活用する「災害支援寄付」を受け付けています。

あたたかいご支援をよろしくお願ひします。



災害義援金

(1) 募金箱

市役所庁舎内(正面玄関、市民課等)、各地区公民館、えるる等の公共施設



(2) 専用口座への振込

市内各金融機関に専用口座を開設しています

金融機関	店名	口座種別	口座番号	口座名義
福岡銀行	大牟田支店	普通	3412387	大牟田市 災害義援金 (オオムタシ サイガイ ギエンキン)
三井住友銀行			6715920	
西日本シティ銀行			3173377	
大牟田柳川信用金庫	本店営業部		0665170	
福岡中央銀行	大牟田支店		1098041	
筑邦銀行			3028908	
熊本銀行			3039332	
肥後銀行			1393406	
九州労働金庫			6742565	
福岡県信用組合			0092993	
南筑後農業協同組合	三池支店	0041816		
ゆうちょ銀行(郵便局)		00930-7-277194		

※金融機関ごとに振込手数料の取り扱いが異なります。詳しくは、市ホームページを確認してください。

市ホームページ



災害支援寄付

申込みは、以下のポータルサイトからできます。

ふるさとチョイス

楽天ふるさと納税

さとふる



■災害義援金や災害支援寄付についての問合せ
財政課 (☎41-2507)

倉永校区

民生委員・児童委員協議会

会長 湯村 剛太郎さん



倉永校区でも一部の地域が浸水し、いつもの何倍もの人が避難所に集まりました。現場も少し混乱しましたが、倉永小の子どもたちが、段ボールベッドの組み立て作業を手伝うなど、力を貸してくれました。

熊本地震以後、町内公民館レベルで防災訓練を行っていましたが、最近はやや停滞気味でしたが、これを機に、ハザードマップで地域の災害リスクを確認したり、高齢者の避難補助を決めたりするなど、地域の防災意識を高めたいですね。

もう一度、地域の防災意識を



倉永校区でもさまざまな地域で浸水被害などが発生しました(西鉄渡瀬駅付近)

一日も早い復旧・復興を

他の自治体からも応援に来ていただきました

福岡県をはじめ、県内各地の自治体から応援があり、家屋調査や災害ごみ仮置き場対応、災害相談窓口対応など、さまざまな現場に従事していただきました。



家屋調査



災害相談窓口



災害ごみ仮置き場

復旧・復興に向け、市の体制を強化しました

● 防災対策室内に生活再建支援担当を配置

中・長期的な避難を余儀なくされている方に対し、6名の職員が継続的な支援を行っていきます。

● 災害復旧対策室を設置

本市職員 15 人と、県内自治体からの派遣職員 7 人を配置し、災害復旧事業に取り組んでいきます。

被災された皆様への支援制度

企業局講習室での災害相談窓口は、8月31日で終了しました

企業局講習室で開設していた災害相談窓口は、8月31日で終了し、9月1日以降は支援制度全般の案内については市民生活課で、制度の詳しい説明や申請の受付については各窓口で行います。また、コールセンターも次のとおり9月の受付時間を変更し、9月30日で終了します。

■支援制度全般の案内 市民生活課 (☎41-2601 FAX41-2621)

■コールセンター (☎41-2558 FAX41-2664) 9月の受付時間 平日の午前9時～午後5時15分
※コールセンターは、9月30日をもって終了します。

り災証明書など

●り災証明書

現に居住している家屋が災害で被害を受けた場合、「全壊」「半壊」など被害の程度を証明するものです

▶申請に必要なもの

身分証明書(免許証など本人確認ができるもの)
代理人が申請する場合は、委任状

り災証明書は、支援の手続きなどで必要となる場合があります。また、被害の程度に関わらず、手数料等が減免になる場合があります。詳しくは、各担当まで問い合わせてください。

●被災証明書

災害による店舗や事務所、物置、農林水産施設などの被災の事実を証明するものです

▶申請に必要なもの

り災証明書に必要なものに加え、被災状況が確認できる写真など

■受付・問合せ

一般住宅等…福祉課 (☎ 41-2663 FAX41-2664)
店舗等…産業振興課 (☎ 41-2762 FAX41-2751)
農林水産施設…農林水産課 (☎ 41-2754 FAX41-2756)

見舞金など

●大牟田市災害見舞金

り災証明書(準半壊以上または床上浸水)で支給。金額は被害の程度によらず一律。世帯員1人につき5,000円が上乗せされます

▶対象 住宅が準半壊以上または床上浸水した世帯。1カ月以上の治療を要する重傷者。

▶支給額 ・住宅…1世帯あたり3万円
(世帯員1人につき5,000円上乗せ)
・重傷者(1カ月以上の治療を要する場合)
…3万円

※住民登録していない場合は金額が異なります。

●福岡県災害見舞金

り災証明書(半壊以上または床上浸水)で支給。金額は被害の程度によって決定。世帯主に支給されます(1人世帯は半額)

▶対象 住宅が半壊以上または床上浸水した世帯。1カ月以上の治療を要する重傷者。

▶支給額 全壊:10万円/半壊:5万円/床上浸水:3万円、重傷者…4万円～10万円

※住民登録していない場合は金額が異なります。
※重傷者の見舞金は9月30日(水)までに、市で手続きしてください。

●くらし支援金(市独自支援)

災害見舞金に上乗せして支給されます

▶対象 大牟田市災害見舞金の対象となる世帯

▶支給額 1世帯あたり10万円

■受付・問合せ 福祉課 障害福祉担当
☎41-2663 FAX41-2664

※福岡県見舞金には手続きの期限があります。見舞金を受けるには、り災証明書の申請を行い、被害程度の判定を受けていることが必要です。り災証明書の申請を済ませていない人は、9月11日(金)までに市で手続きを行ってください。長期入院などで、この期間に手続きができないなど、やむを得ない事情がある人は、事前に福祉課まで相談してください。

●生活移動手段支援金（市独自支援） 自動車を廃車した人へ支給されます

- ▶対象 被災時に住民基本台帳が本市にあった人
 ▶対象自動車 豪雨災害の被害により廃車した自動車（※1）で、申請者が所有または、使用しているもの（※2）
 （※1）自動二輪車、原付バイクおよび事業用の自動車は対象外です。
 （※2）所有者、使用者は車検証で確認してください。

なお、申請者と同一世帯の世帯員が、所有または使用している自動車も対象です。

- ▶支給額 1台あたり5万円（1人1台）
 ▶必要書類 支援金申請書、本人確認書類のほか、被害車両に関する証明書等が必要となります。
 ■受付 税務課 諸税担当 ☎41-2471 F A X 41-2552
 ■問合せ 市民生活課 ☎41-2601 F A X 41-2621

●災害援護資金の貸付 ■受付・問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 F A X 41-2664

- ▶要件 世帯主の1カ月以上の負傷、家財の1/3以上の損害、住居の半壊・大規模半壊など
 ▶貸付限度額 上限350万円（被害の程度による）

- ▶利率 連帯保証人^有…無利子、^無…年1.5%
 ▶申込期限 11月2日(月)

●市県民税の減免

居住する家屋が一定以上の損害を受けたとき、り災証明書等にもとづき、市県民税の一部を減免します。

- 受付・問合せ 税務課 市民税担当
 ☎41-2608 F A X 41-2552

●固定資産税・都市計画税の減免

一定以上の被害を受けた固定資産について、り災証明書等にもとづき、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。

- 受付・問合せ 税務課 固定資産税担当
 ☎41-2609 F A X 41-2552

●市税の納税の猶予

災害により市税を一時に納付することができない場合、一定期間、徴収を猶予します。

- 受付・問合せ 納税課 ☎41-2600 F A X 41-2621

税務署からのお知らせ

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等がありますので、大牟田税務署へ相談してください。

申告などの期限の延長 / 納税の猶予 / 所得税の全部又は一部の軽減 / 消費税簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例

- 大牟田税務署 ☎52-3245

●国民健康保険（国保）税および医療費の自己負担の減免

●後期高齢者医療（後期医療）保険料および医療費の自己負担の減免

り災証明書等にもとづき、国保税の一部や後期医療保険料の一部および医療費の自己負担分の一部を減免します。

- 受付・問合せ 保険年金課
 国保担当 ☎41-2606 F A X 41-2552
 後期医療担当 ☎41-2665 F A X 41-2552

●国民年金保険料の免除

り災証明書等にもとづき、国民年金保険料が免除される場合があります。

- 受付・問合せ 保険年金課 国民年金担当
 ☎41-2607 F A X 41-2552
 大牟田年金事務所 ☎52-5294 F A X 51-6849

●介護保険料および介護利用者負担の減免

り災証明書等にもとづき、介護保険料の一部および介護サービス利用者負担の一部を減免します。

- 受付・問合せ 福祉課 介護保険担当
 ☎41-2683 F A X 41-2662

●障害福祉サービス等の利用者負担額減免

り災証明書等にもとづき、障害福祉サービス、障害者通所支援、補装具にかかる利用者負担額を減免します。

- 受付・問合せ 福祉課 障害福祉担当
 ☎41-2663 F A X 41-2664

一時提供により市営住宅等に住んでいる方へ

市が被災者の方へ一時提供を行っている市営住宅や県営住宅、市が借上げた民間賃貸住宅の入居期間は、原則6カ月以内で最大1年と案内していますが、新たな住まいの決定や自宅の建替え・修理に期間を要する場合、延長することも可能ですので、建築住宅課（☎41-2787 F A X 41-2795）まで相談してください。

●被災住宅の応急修理

大規模半壊、半壊または準半壊の被害を住宅において、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を修理する場合に、市がその修理にかかる費用を限度額内で修理業者へ支払います

▶**対象の工事** 居室や台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分

▶**限度額**

- ・大規模半壊または半壊の場合
1世帯あたり59万5,000円（消費税込・上限）
- ・準半壊の場合
1世帯あたり30万円（消費税込・上限）

※市が修理した事業者へ支払います。また、対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります（ただし、市独自で一律10万を追加支援）。

■**受付・問合せ**

建築住宅課 ☎41-2787 F A X 41-2795

●被災者生活再建支援金（単身世帯の場合は、いずれも3/4の金額になります）

▶**対象** 全壊、大規模半壊の世帯。または、半壊でやむを得ず解体した世帯

▶**支給額**

- ①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）
 - ・全壊、半壊解体：100万円
 - ・大規模半壊：50万円（解体した場合は100万円）
- ※令和3年8月5日までに申請すること

②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

- ・建設、購入：200万円 / 補修：100万円 / 賃借（公営住宅以外）：50万円

※令和5年8月7日までに申請すること

■**問合せ**

福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 F A X 41-2664

●福岡県被災者住宅再建支援事業

県内で住宅を再建（建設・購入・改修）するために金融機関等から融資を受けた場合、その利子相当額の補助を行います

▶**対象世帯**

- ①全壊・大規模半壊の判定を受けた世帯
- ②半壊でその住宅を解体した世帯

▶**支給額** 融資の種類により算出し、上限は100万円

▶**申請期限** 次のいずれか早い日まで

①住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月を経過した日まで

②令和5年8月7日まで

■**問合せ**

福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 F A X 41-2664

●家屋の消毒

浸水家屋の床下や家屋周りを中心に、消毒液を散布します。【申込専用電話】☎41-2615

■**受付・問合せ** 保健衛生課 ☎41-2669 F A X 41-2675

立小中学校の就学に必要な学校給食費や学用品費等の援助を行います。

■**問合せ** 学務課 ☎41-2866 F A X 41-2862

●住宅に運ばれた土石、竹木等の除去

災害救助法に基づき、住宅に運ばれた土石、竹木等の除去を支援します（事業者へ依頼する前に必ず相談を）。

■**問合せ** 土木管理課 ☎41-2788 F A X 41-2795

●災害ごみの処理

災害ごみの仮置場（諏訪公園西側駐車場）は、次のとおり受入期間を延長します。

- ・**延長期間** 9月15日(火)まで
 - ・**受入日** 火・木・土・日曜日（9/1より）
- ※9月16日(水)以降は、災害ごみの確認を行いなからごみ処理施設での受入れを予定しています。

■**受付・問合せ** 環境業務課

☎41-2723 F A X 41-2733

●就学援助

被災した児童生徒の保護者等に対して、公

●水道料金・下水道使用料の減免

自宅の「り災証明書」・店舗等の「被災証明書」の交付を受けたとき（減免の申請は不要）。

■問合せ

企業局お客様センター ☎41-2841 F A X 41-2848

●し尿処理手数料の減免

自宅の「り災証明書」・店舗等の「被災証明書」の交付を受けたとき（減免の申請は不要）。これ以外の人についても、別途減免措置を実施します。

■問合せ 環境業務課 ☎41-2720 F A X 41-2733

●証明書の交付手数料の免除

災害による援助などを受ける手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

【住民票、印鑑登録証明書など】

■受付・問合せ

市民課 ☎41-2602 F A X 41-2552

【所得課税証明書、納税に関する証明など】

■受付・問合せ

税務課 ☎41-2471 F A X 41-2552

●「被災家屋等の公費解体・費用償還」の申請受付を開始します

損壊した家屋等について、所有者の申請に基づき、市が被災家屋等を解体・撤去します。また、自らの費用負担により解体・撤去を実施した所有者に対し、市が定める基準額の範囲で費用を償還します。

▶対象となる家屋等

- 市が発行するり災証明書において「全壊」「大規模半壊」「半壊」と認定された家屋
- 市の認定調査で「半壊」と同程度以上で解体が必要と認められた中小企業者の事務所等

▶被災家屋等の解体・撤去の方法

- ①公費解体 … 損壊した被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わり解体・撤去するもの
- ②費用償還 … 公費解体を待たずに、損壊した被災家屋等を自らの費用負担により解体・撤去した所有者に対し、市が定める基準額の範囲で、要した費用を償還するもの

※「被災住宅の応急修理」制度を利用した家屋等は対象となりません。

▶受付期間 9月15日(火)～令和3年2月26日

※ただし、費用償還（自費解体）については、11月30日(月)までに解体業者等と契約を締結したものに限ります。

▶受付予約 受付に一定の時間が必要となりますので、必ず電話で予約してください

9月7日(月)8時30分から受付開始

▶必要書類 問い合わせてください

■受付・問合せ 環境部環境業務課 公費解体担当
☎41-2728 F A X 41-2733

事業者の皆様へ

■問合せ 産業振興課 ☎41-2724 ☎41-2752 ☎41-2762

■災害復旧等に向けた補助制度

国において、豪雨災害によって被害を受けた中小企業・個人事業者等に対する支援策の概要が発表されました。制度の詳細や公募開始時期等は、決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。また、国、県の補助に加え、市の上乗せ補助も予定しています。

市ホームページ



①なりわい再建補助金

被災した工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助。
(補助率:3/4以内、補助上限3億円)

②被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

被災した小規模事業者に対し、事業再建に向けた機械設備等の購入費用や広報費等を補助。
(補助率3/4、補助上限：〔直接被害〕国200万、県25万円、〔間接被害〕国100万円、県12.5万円)

■支援情報をメールで届けます

市と商工会議所では、新型コロナや豪雨に関する支援策等の情報を市内の事業者の皆さんにメールで配信します。ぜひ登録してください。

登録方法はコチラから

市ホームページ

